

上越市

# 農業委員会 だより

第 145 号

令和 3 年 12 月発行

□発行：上越市農業委員会

□編集：上越市農業委員会事務局

上越市木田1-1-3

☎ (025) 526-5111

来年の耕作に向けた

## 手続きや届出はお済ですか？

こんなときは

### 事前に手続きや届出が必要です

- 農地を貸し借りするとき
- 農地を売買するとき
- 農地を農地以外の目的で利用するとき
- 農地の賃貸借を解約するとき
- 農地の賃貸借条件を変更するとき
- 農地を相続したとき
- 田を畑に地目変更するとき など

### 手続きや届出をしないと・・・

- 法律違反（罰則の対象）となることがあります。  
例：3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- 農業関係の補助を受けられなくなる場合があります。
- 農地をめぐる争いが起きたとき、立場が弱くなる恐れがあります。



第二農地部会長  
上野 栄一

### 「農地パトロールを通じて」と

農業委員会では、農地の利用状況及び遊休農地の有無を確認するため、農地パトロールを実施しています。調査する中で、中山間地域に限らず、ほ場整備が終了したところでも耕作されていない農地を見ることがあります。そのような農地はすぐに雑草が繁茂し周辺の農地に悪影響を与えるようになります。

最近では、個人農家の離農だけでなく、後継者不足による生産組合の解散等も散見され、更に、米価下落や昨今の農業情勢などの不安材料から、若い人の就農がなかなか進まず、市内のいたる地域で担い手不足が深刻化しています。

後継者不足や担い手不足等から、今後ますます遊休農地の増加が懸念されますが、農業委員として、一人でも多くの皆さんに農業の魅力を伝えながら、食料供給の礎である優良農地が有効に利用されるよう、また、遊休農地を発生させないよう、微力ながら尽力していきたいと思えます。

# 農地を貸し借りするときの手続き

## 貸し手、借り手で契約条件を必ず協議してください

- ① 田、畑のどちらで利用するのか
- ② 賃貸借権を設定する期間
- ③ 賃貸借料
- ④ 賃貸借料の支払い方法（いつまでに、どのような方法で支払うのか）
- ⑤ 賃貸借料を算出する際の基準面積（登記簿面積か実耕作（水張り）面積か）
- ⑥ その他、協議が必要と思われる事項

## 新規に利用権設定（賃貸借契約）するとき

農業委員会事務局、又は各区駐在室へお越しください。農地の耕作状況を確認したうえで、書類をお渡しします。

## 利用権設定（賃貸借契約）期間が満了したとき

農業委員会では、期間満了前に貸し手、借り手の方に、再契約の案内をお送りします。（農地法第3条による契約を除く。）  
案内が届いたら、期間、賃借料などの条件について貸し手、借り手でよく話し合い、納得したうえで早めに農業委員会へ書類を提出しましょう。

## 様式が変わります

システム変更に伴い、令和4年1月から、各種書類の様式が変わります。

### 変更後の様式例・・・「農用地利用集積計画（利用権設定）」申請様式

農用地利用集積計画（利用権設定）															
1 各筆明細											上越市	公告年月日	年	月	日
整理番号	利用権の設定を受ける者（借り手）（A）		（住所） 上越市木田1丁目1番3号		（氏名又は名称） 上越 太郎						（同意印） 上越				
	利用権の設定をする者（貸し手）（B）		（住所） 上越市大字春日123番地		（氏名又は名称） 木田 花子						（同意印） 木田				
	利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者（A）（B）（F）以外のもの		（住所）		（氏名又は名称）						（同意印）				
番号	利用権を設定する土地（C）			利用権の設定の内容（D）					利用権を設定する土地の（B）以外の権原者等（F）						
	所在・地番 上越市	地目 現況	面積（㎡）	利用権の種類	内容	始期	存続期間（終期）	賃料（円/10a）	支払方法	住所	氏名又は名称	利用権の種類	同意印		
1	大字〇〇 字〇〇 400	田	5,000	賃貸借			3年 6年	〇〇,〇〇〇	現金 口座 物納						
2	大字〇〇 字〇〇 401-1	田	2,000				10年								
3	大字〇〇 字〇〇 401-ネ	田	1,200												
4	大字〇〇 字〇〇 1020	畑	560												
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（E）			賃貸借								計	8,760.00			

様式は変更となりますが  
記入する内容に変更はありません

### 農地台帳をご利用ください

農業委員会事務局及び各区駐在室では、経営者又は世帯員からの申請により農地台帳を交付します。農地の所有や賃貸借等の確認にご利用ください。

知らないと  
損！

# 農業者年金(積立型) の税制優遇と保険料補助

ご存じですか？

保険料が  
全額社会保険料控除  
の対象なんです！

経営や家計の状況  
により保険料を  
上げたり下げたり  
できるんです！

青色申告等の要件  
を満たせば  
月額で最大1万円  
(年12万)の保険料補助※  
の仕組みがあるんです！

知らなかった！



## 加入するには

- 国民年金第1号被保険者であること
- 年間60日以上農業に従事していること
- 60歳未満であること

## 保険料補助を受けるには

加入要件の他に次の要件を満たすことが  
必要です。

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者、青色申告者、  
家族経営協定などの要件



家族経営協定とは、経営方針や役割分  
担、就業環境などを各世帯員の話し合  
いに基づき取り決めるものです。

詳しい内容やご相談は…

農業委員会…裏面お問合せ先  
最寄りのJA支店

農業者年金基金ホームページ

農業者年金基金

検索

全国農業新聞を購読しませんか  
ためになる情報が盛りだくさん！

◆発行日/毎週金曜日

◆購読料/月額700円



# 農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区表 令和3年11月1日現在

地域自治区名	担当地区	職名	氏名	お問い合わせ先
新道区 諏訪区 津有区 高土区	諏訪地区	農業委員	佐藤 清 繁	農業委員会事務局 【農地係】 ・農地の手続きに関する こと ☎ (025) 520-5812 【農政係】 ・農地台帳の交付に関する こと ・農業者年金に関すること ・全国農業新聞に関する こと ☎ (025) 520-5813
	津有南部地区	農業委員	牧 繪 雄 一郎	
	津有南部地区	推進委員	高 島 真 一	
	津有北部地区	推進委員	藤 井 敏 行	
	新道地区	推進委員	笠 原 行 夫	
高土地区	推進委員	中 嶋 栄 司		
高田区 金谷区 春日区 三郷区 和田区	金谷地区（南部）	農業委員	吉 村 清 正	
	旧高田地区・和田地区・三郷地区	農業委員	竹 内 浩 行	
	春日地区（高志小学校区）	農業委員	折 笠 正 勝	
	春日地区（春日小学校区）	推進委員	森 橋 孝 一	
	金谷地区（北部）	推進委員	加 藤 俊 彦	
	和田地区	推進委員	高 島 信 雄	
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	三郷地区	推進委員	倉 石 洋 一	
	有田地区・直江津地区	農業委員	篠 宮 英 樹	
	八千浦地区・北諏訪地区	農業委員	金 子 昭 榮	
	谷浜地区・桑取地区	推進委員	平 野 宏 一	
	谷浜地区・桑取地区	推進委員	齊 藤 啓 治	
	北諏訪地区	推進委員	小 林 政 秋	
	保倉地区	推進委員	白 滝 光 彦	
安塚区	小黒地区	農業委員	岩 崎 欣 一	安塚区駐在室 ☎ (025) 592-2003
	安塚地区	推進委員	高 波 澄 男	
	菱里地区	推進委員	青 田 俊 一	
浦川原区	末広地区・中保倉地区	農業委員	大 滝 正 秋	浦川原区駐在室 ☎ (025) 599-2302
	月影地区・下保倉地区・中保倉地区	推進委員	田 鹿 敏 行	
	下保倉地区	推進委員	井 部 慎 一	
大島区	菖蒲地区・大島地区	農業委員	滝 沢 記 一	大島区駐在室 ☎ (025) 594-3101
	保倉地区	推進委員	高 橋 三 登 一	
	旭地区	推進委員	田 邊 清 一	
牧 区	牧地区	農業委員	長 瀬 一 成	牧区駐在室 ☎ (025) 533-5141
	原地区・白峰地区	推進委員	米 川 尚 登	
	川上地区・牧地区（高尾）	推進委員	金 井 薫	
	沖見地区	推進委員	中 川 正 道	
柿崎区	川西地区	農業委員	岸 田 健	柿崎区駐在室 ☎ (025) 536-6711
	下黒川地区	推進委員	宮 川 武 彦	
	柿崎・七ヶ地区	推進委員	長 井 恒 夫	
	黒川・黒岩地区	推進委員	小 池 孝 志	
大潟区	大潟区西部（長崎地内 JA カントリーエレベーターを境）	農業委員	笠 原 浩 一	大潟区駐在室 ☎ (025) 534-2111
	大潟区東部（長崎地内 JA カントリーエレベーターを境）	推進委員	細 谷 正 夫	
頸城区	明治地区	農業委員	小 山 一 成	頸城区駐在室 ☎ (025) 530-2311
	南川地区	農業委員	望 月 博	
	大瀧地区	農業委員	山 本 誠 信	
	大瀧地区	推進委員	上 井 康 二	
	南川地区	推進委員	大 島 伸 一	
吉川区	旭地区	農業委員	上 野 栄 一	吉川区駐在室 ☎ (025) 548-2311
	源地区	推進委員	常 山 哲 夫	
	吉川地区	推進委員	中 嶋 琢 郎	
中郷区	中郷区西部	農業委員	五十嵐 隆 一	中郷区駐在室 ☎ (0255) 74-2411
	中郷区東部	推進委員	清 水 増 彦	
板倉区	板倉区全域	農業委員	古 川 政 繁	板倉区駐在室 ☎ (0255) 78-5181
	宮島地区・筒方地区・寺野地区	農業委員	清 水 強	
	針地区・豊原地区・山部地区	推進委員	小 林 正 義	
清里区	菅原地区	農業委員	上 原 孝 一	清里区駐在室 ☎ (025) 528-3111
	櫛池地区	推進委員	綿 貫 一 成	
三和区	三和区全域・里公地区	農業委員	五十嵐 隆 一	三和区駐在室 ☎ (025) 532-2323
	里公地区	農業委員	竹 原 よし子	
	美守地区	推進委員	福 原 弥	
	上杉地区	推進委員	高 橋 浩 一	
名立区	名立区全域	農業委員	久保 埜 徳 雄	名立区駐在室 ☎ (025) 537-2123
	森地区から南部	推進委員	高 宮 文 男	
	池田地区から北部	推進委員	松 本 香	

※ 推進委員＝農地利用最適化推進委員